

# 西蒲民商ニュース

2018年1月29日

西蒲区巻甲2573-5

TEL 72-3372

FAX 72-3321

## 複数税率とインボイス

## 消費税10%許さ

## ない運動が大事!

1月22日、西蒲民商で学習会が行われ、消費税10%導入に伴う、複数税率とインボイス制度が大きな問題になりました。

### ①軽減税率について

政府は、飲食料品と新聞は8%にすえおくので負担は増えないと言っています。しかし大手食品メーカーや酒・ビール業者の値上げは目に見えています。お酒や外食は10%、出前は8%等区分がはっきりしません。餃子などの持ち帰りは8%…?

### ②インボイス制度の導入は、2023年(平成35年)から

インボイスは、日本語で「適格請求書」といい、これがないと「仕入税額控除」(消費税の経費)として認められません。

### ③免税業者は取引から排除される?

免税業者(売上一千万円以下)の発行した請求書は「仕入税額控除」(経費)になりません。取引業者から「お宅は免税業者だから取引しない」ということになりかねません。

商売を続けたいなら、売上が一千万円以下でも税務署に課税届を出すことになります。

### ④消費税10%を許さない運動を

安倍内閣は党利党略で、消費税10%を延期して政権の延命を図って来ましたが、民商・全商連は中小業者の営業を守る立場で、消費税増税を許さない運動を進めます。



消費税10%反対署名  
お願いします。

## 民商無料相談会、知り合い業者に一声を

西蒲民商では、左記の通り、税金・金融・経営など「何でも相談会」を行います。チラシを入れ主に会外業者向けの相談です。いよいよ確定申告書も届きます。知り合い業者のご紹介をお願いします。

○2月1日(木) 午後2時

～夜6時まで

○西蒲民商事務所にて

## 安倍9条改憲ノ！ 3千万署名を!

安倍首相は、憲法9条の見直しを表明し、自民党は今国会で憲法改悪の発議を行おうとしています。憲法9条と平和を守る運動を推進しましょう。

【確定申告期間中に署名を広げ、班長や当番にお届けを】

